

別表第2 (第4条関係)

区 分	費 用 弁 償 額							
	鉄道賃	船 賃	車 賃 (1キロメー トルにつき)	旅行諸費 (1日につ き)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜に つき)	
					甲地方	乙地方		
教 育 委 員 会	委員長	その乗車に要する運賃(急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。)	1 運賃 (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃 (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃 (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃(特別船室料金及び座席指定料金を含む。)	円 37	円 3,000	円 14,800	円 13,300	円 3,000
	委員							
選挙管理委員会	委員長							
	委員							
人事委員会	委員長							
	委員							
公安委員会	委員長							
	委員							
地方労働委員会	会長							
	公益委員							
	使用者委員							
	労働者委員							
収用委員会	会長							
	委員							
	あつ旋委員							
監査委員								
附属機関の委員その他の構成員		2 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、現に支払った寝台料金を加算する。	37	2,200	12,000	10,800	2,200	
社会教育委員								
図書館協議会委員								
専門委員								
海区漁業調整委員会	会長							
	委員							
内水面漁場管理委員会	会長							
	委員							
選挙長								
選挙分会長								
選挙立会人								
精神保健指定医								
母子相談員								
婦人相談員								
前各号に掲げる者以外の非常勤職員		予 算 の 範 囲 内 で 知 事 が 定 め る 額						